

海田町防災訓練

生活安全課 ☎823-9208
823-7927

8月に広島市で発生した集中豪雨による土砂災害は皆さんの記憶に新しいと思います。海田町では、土砂災害の他に地震、津波、洪水などによる被害が想定されています。災害発生時の避難行動は「自分の命を守る行動」であり、早急な避難開始が大変重要です。

海田町では、次の日程で津波からの避難行動の確認と避難所生活体験を目的とした防災訓練を開催します。

日時◆11月30日(日) 8時30分～11時30分

場所◆海田西中学校校舎・体育館

訓練対象◆海田西小学校区

訓練想定◆南海トラフ巨大地震の発生に伴い、海田町で震度6弱の地震を観測するとともに津波警報が発令されたため、海田西中学校校舎へ緊急避難を行うもの。

訓練内容◆津波からの垂直避難訓練、ダンボールによる模擬避難所開設訓練、炊き出し訓練



▲昨年の総合防災訓練で行われた炊き出し訓練

訓練当日は、サイレンの音や避難勧告などを告げる放送がスピーカーから発せられることから、住民の皆様にはご迷惑をおかけしますが、より意味ある訓練を実施するため、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

全国瞬時警報システム（J-ALERT）による通信訓練を実施します

生活安全課 ☎823-9208
823-7927

今後、発生が予測されている南海トラフ巨大地震。災害発生時における情報の伝達と受信は、皆さんの生命・財産を守る上で非常に重要になってきます。

海田町では、全国瞬時警報システム（通称「J-ALERT」）による通信訓練を実施します。

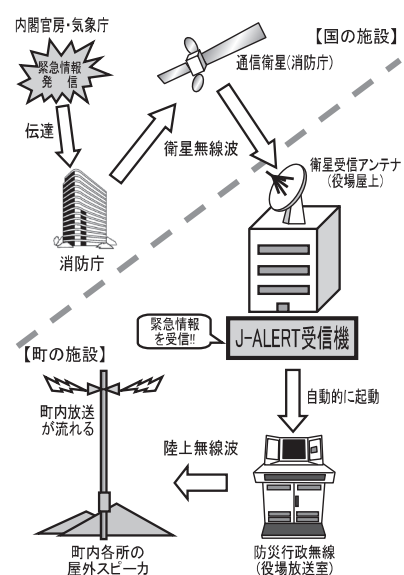
日時◆11月5日(水) 10時頃 緊急地震速報

11月28日(金) 11時頃 国民保護緊急速報

対象設備◆町内に設置しているスピーカー、防災行政ラジオ、戸別受信機（避難所などに設置）

※気象・地震活動の状況によっては、訓練を中止する場合があります。

訓練当日は、サイレンの音などにより皆さんにご迷惑をお掛けすることになりますが、災害時における正常な情報伝達のための訓練ですので、ご協力をお願いします。



豪雨災害により被害を受けられた世帯に対する水道料金など減免のお知らせ

上下水道課

☎823-9214

823-9839

○親類や知人宅などに同居された場合

平成26年8月19日からの豪雨により被害を受けられ、家屋が全壊・半壊または一部損壊で居住が困難になり海田町内に入居された方に、世帯の水道料金、メーター使用料および下水道使用料を全額免除します。

○公営住宅や民間のアパートなどに移転された場合

減免期間◆入居日を含む検針期間から入居日の6カ月後の日を含む検針期間まで

申請に必要な書類◆り災証明書、公営住宅などの使用許可書または賃貸借契約書

手続き方法◆申請に必要な書類（コピーでも可）および印鑑（被災により紛失した場合は自署でも可）をご持参のうえ、上下水道課（役場2階）で手続きをしてください。詳しくはお問い合わせください。

踏切工事のお知らせ

建設課

☎823-9209

823-9203

大正町の瀬野川東踏切で、西日本旅客鉄道株式会社による歩道整備のための踏切拡幅工事が行われます。夜間作業や、工事に伴う通行止めなどの交通規制が生じる期間があります。工事中は皆さんに大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。なお、工事期間や規制の詳細については、事前に工事看板でお知らせしますのでご確認ください。



広島土砂災害で被災された方、被災者を支援された方へ

今回の土砂災害で被災された方、被災者を支援された方には、次の税制上の措置（手続き）などがあります。

被災された方

- 災害により住宅や家財などに損害を受けた方
 - ・確定申告を行うことで「所得税及び復興特別所得税の全部又は一部の軽減」を受けられる場合があります。
 - ・確定申告前に「源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予」や既に徴収された「源泉所得税及び復興特別所得税の還付」を受けられる場合があります。
 - ・確定申告の前に「予定納税の減額」を受けられる場合があります。
- 災害により申告等が期限までにできない方
 - ・申告等について、期限の延長を受けられる場合があります。
- 災害により納税が困難な方
 - ・納付期限までに納税が困難な場合は、納税の猶予を受けられる場合があります。

被災者を支援された方

- 義援金を支出された方
 - ・個人の方が支出した義援金のうち一定のものは、寄附金控除の対象となる特定寄附金に該当し、確定申告を行うことで所得税などの軽減を受けることができます。
 - ・法人の方が支出した義援金のうち一定のものは、損金の額に算入できる場合があります。
- 災害見舞金の支出や自社製品を提供された法人の方
 - ・被災した取引先に対して支出する災害見舞金で、復旧過程において支出するものは、交際費などに該当せず損金に算入されます。
 - ・被災者を支援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、損金に算入されます。

詳しくは、広島国税局ホームページをご覧ください。最寄りの税務署までお問い合わせください。

○広島国税局ホームページ <https://www.nta.go.jp/hiroshima/>
○海田税務署 ☎823-2131
※音声案内の後、①を押して「電話相談センター」を選択してください。

年末調整説明会を開催します

海田税務署法人課税第一部門
☎823-2465

関係事務を担当している人は、事前に郵送している年末調整の関係書類を持参の上、参加してください。
日時◆11月18日(火) 10時～12時、13時30分～15時30分
場所◆安芸区民文化センター（安芸区船越南3-2-16）
※混雑が予想されますので、車での来場はご遠慮ください。



町内の公共施設を利用する場合などに、町内循環コミュニティバス「ふれあいバス」はとても便利です。
運行日◆毎日（年末年始（12月30日～1月3日）を除く）
運行時間◆

JR 海田市駅南口発車時刻				
左回り	8時	10時	13時	15時
右回り	9時	11時	14時	16時

運行ルート◆JR 海田市駅南口を発着場に、町内の施設などを右回り・左回りで一周します
料 金◆1人100円（小学生未満は無料）

携帯電話用の時刻表サイトです。右のQRコードを読み取るか、次のアドレスからご覧ください。
<http://www.town.kaita.lg.jp/m/>

